南牧村立南牧中学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺など生命または身体に重大な危険をもたらす背景ともなる深刻な問題である。いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、保護者、地域、関係機関と連携を図り、地域ぐるみで問題解決にあたることが重要であり、学校は、いじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識した時には、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「南牧中学校いじめ防止対策基本方針」は、『いじめ防止対策推進法』及び県の『群馬県いじめ防止基本方針』に基づき、本校の生徒が思いやりの心を持ち、安心して楽しい学校生活を送ることができるように、『いじめの未然防止』『早期発見』『早期解消』『重大事態への対応』等の基本的な取り組みについて示したものである。

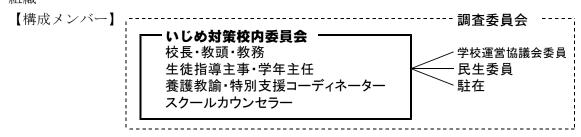
(2) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

(3) いじめに対する基本認識

- ①すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つこと。
- ②いじめは決して許される行為ではない。「いじめを絶対許さない学校」をつくる。
- ③学校・家庭・地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。

(4) 組織



【役割】

- ○基本方針に基づく取組、年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ○いじめの疑いに関する情報収集、相談、通報の窓口(家庭・地域への周知)
- ○いじめの疑いがあった場合の会議の招集、事実関係の聴取、情報の共有、指導や 支援の体制・対応方針の決定

2 未然防止

- (1) 学校全体の取組
 - ①一人ひとりが尊重され、居場所と活躍の場が確保された学級づくり
 - ②職員研修・スクールカウンセラーと連携した相談体制・支援体制づくり
 - ③日頃から職員間における連絡・相談・確認・報告

- (2) 教員の授業力・人権感覚の向上
 - ①生徒一人ひとりが存在感のある授業・自尊心を高める授業づくり
 - ②人権旬間やいじめ防止標語などによる人権感覚の向上
- (3) 学年・学級での取組
 - ①気持ちの良いあいさつによる好ましい人間づくり、お互いを認め合う雰囲気づくり
 - ②学級代表やリーダーの育成
 - ③いじめに関するテーマでの授業や思いやりの心を育てる道徳教育の充実
 - ④給食や清掃時間等の充実による互いに支え合う集団づくり
- (4) 家庭との連携
 - ①学校・学級・進路指導・生徒会だより・webページによる情報発信
 - ②こまめな連絡による相互理解
 - ③相談してよかったと思われる誠意のある対応
- (5) 関係機関との連携
 - ①犯罪行為として取り扱われるいじめについては教育委員会及び警察等と連携した対処

3 いじめのサインと早期発見

(1) いじめの早期発見のための視点

/) V 0 0 0 0 0 1 1 3 1 3 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0		
	日常生活と比べて	○日頃と違う表情や言動をしていないか。	
		○理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか。	
		○落ち着きがない、おどおどしている等の様子がないか。	
	他の生徒と比べて	○グループを作るときにいつも最後まで残っていないか。	
		○友達からの挨拶や言葉がけが少なくないか。	
	特定の生徒に対して	○一緒にいる友達に、異常なほどの気遣いをしていないか。	
		○失敗をすると、やじられたり、笑われたりしていないか。	
	学級の雰囲気	○一部のボス的な生徒を中心に学校生活が送られていないか。	

(2) 早期発見のための方法

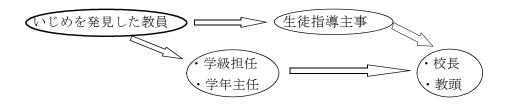
観察	授業だけでなく休み時間や部活動等にも積極的に声をかけて、生徒の様子を確
	認する。また、生活ノートの等を通じて生徒の気持ちを理解するよう努める。
情報収集	月に一度全校を対象とした生活アンケートを行う。また、学級だよりなどによ
	る家庭連絡を通じて、生徒や保護者からの情報に耳を傾け積極的に収集する。
	他の教員や地域の方からの情報にも留意する。
客観的	Q-U検査(学級満足度調査)、親子関係診断検査、エゴグラムやゲス・フー・
理解	テスト等の検査や面接を通じて客観的に理解する。

4 早期解消

(1) 発見から指導までの展開



(2) いじめ発見から共通理解までの流れ



(3) 事実確認から経過観察までの流れ

①いじめを受けている生徒へ

基本的な	・いかなる理由でも、徹底して当該生徒の味方となり、守り通すことを約束する。
姿 勢	・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実確認	・担任を中心に、生徒の話しやすい教員等が対応する。
	・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	・学校は、いじめを行う生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
	・生徒のよさやすぐれているところを褒め、励ます。
	・いじめを行う生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
	・「君にも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
経過観察	・生活ノートや定期的な面談等を行い、不安や悩みの解消に努める。
	・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づく
	りを支援する。

②いじめを行った生徒へ

<u> </u>		
基本的な	・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対して毅然と指導する。	
姿 勢	・自分はどうすべきだったか、これからどうしていくのかを反省させる。	
	・心理的な孤立感や疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のも	
	とに指導を行う。	
事実確認	・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。	
	・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。	
支援	・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることを気付かせ、他者の痛	
	みを理解できるよう根気強く継続して指導する。	
	・いじめに至った心情を振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。	
	・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。	
経過観察	・生活ノートや面談を通じて、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。	
	・授業や学級活動を通して、生徒の思考をよい方向に向かわせ、よさを認めていく。	

③傍観したり周囲にいたりした生徒へ

基本的な	・いじめは、学級や学校等集団全体の問題として対応していく。
姿 勢	・いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実確認	・いじめの事実を告げることは「チクリ」ではないこと、辛い立場にある人を救うこと
	であり、人権と命を守る行為であることを伝える。
支援	・周囲ではやし立てた者や傍観していた者も、いじめである事実を受け止めさせる。
	・これからどのような行動をしていくべきか考えさせる。
	・いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。
経過観察	・学級活動や学校行事を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
	・学級だよりなどで保護者に対しても、学級での継続した取り組みについて示していく。

(4) 保護者との連携

- ①いじめの事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事 実を正確に伝える。
- ②いじめを受けた生徒を、学校全体で徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の指針を具体的に示す。
- ③対応経過をこまめに伝え、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ④いじめの全貌が分かるまで、保護者同士の連絡を避けるように依頼する。
- ⑤対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

5 重大な事態への対処

(1) 迅速かつ適切な方法で、当該生徒や保護者の心のケアに努め、生徒全員が落ち着いた学校 生活を取り戻すための情報発信や個人のプライバシーに配慮した対策を行う。

--- 《重大な事熊とは》

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・ 精神性の疾患が発生した場合
- ・相当期間学校(年間30日間)の欠席を余儀なくされた場合
- ・生徒または保護者が、精神的被害が甚大であると申し立てた場合 等
- (2) いじめ問題への対応手順

関係諸機関との連携

いじめの発見

本人の訴え

保護者・生徒からの報告

「サイン」の発見

いじめられた生徒

- ・事実関係の把握
- ・心身の安全確保

保護者との連携

- ・ 事実関係の把握
- ・信頼関係づくり

<u>いじめた生徒</u>

・事実関係の把握

周囲の生徒

事実関係の把握

いじめ対策校内委員会協働体制の確立

指導方針の共通理解

教育委員会への連絡

いじめられた生徒

保護者との連携

<u>いじめた生徒</u>

複数教員による

学級への指導

・指導方針の伝達

複数の教員のもと

指導、助言

指導、支援・協働意識の向上

当事者意識の高揚、共感的人間関係づくり

自己存在感を実感できる学級づくり

いじめられた生徒

保護者との連携

いじめた生徒

- ・学級への適応指導
- ・情報交換による
- ・規範意識の育成

• 経過観察

- 共通理解
- ・人間関係づくりの改善

学級への指導

人権意識を高める道徳や特別活動の充実

いじめ問題を解決できる学級集団育成の指導

学校再開のための全校集会 生徒・職員のカウンセリングができる体制をとる

6 その他

○基本方針を適宜見直しながら行っていく。